

(公社) 日本雪氷学会および日本雪工学会の
全国大会の合同開催に関する協定書

本協定書は、(公社) 日本雪氷学会および日本雪工学会が協力して全国大会を共同で主催することにより、会員相互の学術交流を図るとともに、我が国の雪氷学および雪工学の研究の発展に資するために締結する。

記

1. 大会の名称は、‘雪氷研究大会（開催西暦年・開催地）－（公社）日本雪氷学会・日本雪工学会全国大会－’とし、年1回秋に開催する（以下、大会と記す）。
2. 開催地は、原則として北海道地区、東北地区、北陸地区、およびその他の地区の順で持ち回りとし、両学会の担当地区会員が協力して実施する。
3. 大会は独立会計とし、両学会は、前年度の参加者数に応じて準備資金を供出し、大会終了後、準備資金を除いた収支差額をそれぞれの実績参加者数に応じて清算する。なお、会計書類は、原本を（公社）日本雪氷学会で、その写しを日本雪工学会で、それぞれ保管する。
4. 両学会員で構成される準備委員会および実行委員会を設置し、大会の準備および実施が支障なく進むよう万全を期す。
5. 両学会員で構成されるプログラム委員会を設置し、実行委員会と協力し大会の学術セッションの編成を担当する。
6. 大会に関する詳細を記したガイドラインは付帯資料として添付する。
7. この協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、両学会が協議して必要事項を定めるものとし、両学会の全国大会を所掌する理事がこれに当たる。
8. この協定は、2016年度大会の終了日から効力を発揮し、その有効期間は2018年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2ヵ月前までにいずれの学会からも解消および内容の変更の申し出がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降の年も同様とする。

平成28年9月29日

(公社) 日本雪氷学会会長

高橋修平

日本雪工学会会長

沼野夏生